

千葉県入札監視委員会令和8年度第1回定例会議 会議録

開催日及び場所	令和8年8月31日（月）9時26分から11時31分 ホテルプラザ菜の花 4階「楨」	
委員	○ 大杉 洋平（弁護士） 田部井 彩（中央学院大学法学部准教授） ◎ 寺部 慎太郎（東京理科大学創域理工学部教授） 峯岸 邦夫（日本大学理工学部教授） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長	
県土整備部幹部職員	大塚災害・建設業担当部長 佐藤建設・不動産業課長 地挽建設・不動産業課 入札・技術審査担当課長	
関係課	県土整備部道路整備課、県土整備部東葛飾土木事務所、 農林水産部農林水産政策課、農林水産部耕地課、 農林水産部安房農業事務所、企業局経理課、企業局給水課、 企業局千葉水道事務所、教育庁教育施設課、 県土整備部建設・不動産業課（事務局）	
審議対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議対象期間中に43件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に8件（8者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	な し	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課 入札契約室）

TEL 043-223-3116

意 見 ・ 質 問	回 答
審議対象の概要 ○ 低入札価格調査を実施した案件のうち、落札に至った案件について、経緯を教えてください。 ○ 一般競争入札の適用拡大により、一般競争入札件数が増加し、指名競争入札件数が減少しているが、入札事務への影響や混乱はなかったか。	○（事務局） 低入札価格調査の結果、設計仕様に適合しない、積算内訳書算出根拠が適正でない等の、失格判定基準に該当しないことから契約に至ったものである。 ○（事務局） 令和7年度から入札契約事務の一部を建設・不動産課へ集約しており、出先機関ごとに行っていた業務を一元化している。その結果、事務手続きの簡素化が図られている。

意 見 ・ 質 問	回 答
議案1 一般競争入札 【社会資本整備総合交付金工事（（仮称）上高野1号橋A1橋台工）】 ○ 入札参加者3者のうち2者が低入札価格調査対象となったが、いずれの者も調査資料を提出しなかった理由は何か。 ○ 本案件は予定価格が事後公表の案件であるが、予定価格事後公表の仕組みについて概要を伺いたい。 ○ 予定価格等を事後公表しているにもかかわらず、本案件の落札率が高くなった要因は何か。 ○ 低入札価格調査において、「設計図書の照査に時間がかかる為」との理由が記載されていたが、具体的にはどういうことか。	○ 2者とも、「低入札価格調査報告書について、所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることが明らかになったため」としており、うち1者は、具体的な理由として、「設計図書の照査に時間がかかるため」とされている。 ○（事務局） 千葉県では5,000万円以上の工事について予定価格を事後公表としている。 予定価格を事前公表した場合、調査基準価格等が類推され、適切な積算によらない入札が行われる可能性があり、国の指針も踏まえて実施している。 ○ 本工事は橋梁下部工事であり、杭工、鉄筋工、型枠工及びコンクリート工などを伴う工事である。近年の技術者不足や下請業者の確保が困難な状況もあり、全体的に価格が高くなる傾向があることが要因の一つと推測される。 ○ 低入札価格調査の該当となった場合、下請業者の見積書や会社経費の内訳等、多くの資料提出を求めている。本案件では、入札金額の妥当性等を精査するのに時間を要し、5日以内の提出が困難であったと推測される。

意 見 ・ 質 問	回 答
議案２ 一般競争入札 【県単橋梁修繕工事(南高架橋落橋防止工その１)】 ○ 工期延期理由が既設塗膜剥離作業における鉛塗料対策による影響もあるとのことであるが、工事実施前にわからなかったのか。 ○ 低入札価格調査の対象となった事業者について、低入札価格調査報告書を提出しない理由が配置予定技術者の増員が困難なためとのことであるが、どのような理由から困難であるとしたのか。 ○ 「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」で、低入札価格調査報告書を提出しない理由として「所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることが明らかになった」を選んだ場合、その下のカッコ書きには何を書くのか。 ○ 本案件はくじにより相手方が決定しているが、くじにより決定する案件は一定数あるのか。 ○ 落橋防止工事の発注は少ないのか。	○ 工事実施前に確認ができなかったため、本工事の中で鉛を確認し、対策を実施している。 ○ 低価格入札者で落札した場合には、契約内容に適合した履行がなされているのか施工中も確認するため、中間検査を２ヶ月に１回行うなど監督体制の強化等を求めていることから、技術者の増員が困難であると回答したと推測される。 ○ 選んだ理由に対する具体的な内容を記載してもらうこととなるが、今回の案件は、技術者の増員が困難というのが理由なので、本来は「その他」の欄に記載すべき内容であった。 ○ 指名競争入札の案件の方が比較的多い傾向にある。一般競争入札の総合評価方式は、入札価格だけでなく、技術評価点も影響するため、比較的小さい。今回の工事は全国的に鋼橋工事の発注が少ないため、受注意欲の高い会社が多かったことや工事内容から施工実績のある業者が多かったことから、くじ引きになったと推測される。 ○ 落橋防止工事はすでに多くの橋で実施済みであるため、発注は多くない。

○ 今回工事は「その１」とのことであるが他にも同様な工事は動いているのか。その際、仮設など同じものを利用できるのか。	○ 同じ下り線で、同時期に「その１」と「その２」を発注しているが、工事対象の橋脚等はそれぞれ別であるため、足場は別々に組む必要がある。 なお、上り線の落橋防止工事は既に施工済みである。
---	--

意 見 ・ 質 問	回 答
議案3 一般競争入札 【加茂川地区地すべり防止(金束地区)工事】 ○ 業者側が入札に参加しにくい工事の印象を持ったがどうか。原因は場所なのか、工事内容なのか。 ○ 入札辞退が多かった背景として、施工業者にとって、参入しにくい工事だったのではないか。 ○ 安房、君津管内には地すべりの区域が多くあるが、同じエリアで同時期に同種工事が発注されて、業者が工事を選ぶという状況はあるのか。 ○ 辞退が多い理由として、国交省や林野庁関係の工事が同時期に出ており、その影響によるものというのとは考えられるか。 ○ 入札を辞退した3者の辞退理由は何か。	○ 現場は1 m地盤変動が確認された地域で、測量の再実施等もあり、業者が避ける雰囲気はある。 ○ 過去の同地区の工事でも地すべりの変位が確認されたところであり、地形や地盤の変動が大きいことから再測量や安全管理への対応が必要となる。このような条件が敬遠要因になったと考えられる。 ○ 鴨川市内もほ場整備工事やダム改修工事があり、業者は利益や現場条件を踏まえ考えるところはあると思う。 今回の工事は、工法が特殊で鴨川管内の元請業者自ら施工することは難しく、施工可能な下請業者が用意できる業者が応札したと考えている。 ○ 今回の工事は「網状パイル工法」という特殊な工事であり、対応可能な業者が少ないことから、元請業者が見送ったと考えている。林野庁、国交省関係の工事が影響しているとは考えていない。 ○ 2者については技術者の確保が困難、1者については自社都合と聞いている。

意 見 ・ 質 問	回 答
議案４ 指名競争入札 【千葉市中央区宮崎町５３１番地先道路改良関連配水管布設替工事（その２）】 ○ 入札を辞退した業者９者の辞退理由は何か。 ○ 企業局が発注する他工事で施工性や経済性の良い工事が他にあり、そちらが優先され、今回のような工事は辞退が多くなるということはあるか。 ○ 耐震化や老朽管更新のような一般的な工事における、業者の等級の選定基準を教えてください。 ○ 管工事Ｂ等級の指名業者が２者しかいないため、管工事Ａ等級の業者を含めて指名しているが、一般的な工事ではどうか。 ○ 今回の工事はＢ等級の工事ではあるが、一般的な工事を受注出来ているＡ等級業者は応札しづらい工事ということか。 ○ 未入札の業者１者に対して聞き取り等を行ったか。	○ 手持ち業務過多または配置予定技術者不足である。 ○ 当局が主に発注している耐震化工事（配水管整備工事）では、受注者が施工の工程を自主的に計画できるが、今回の道路改良関連工事のような依頼工事については、依頼者の指示により工程を計画・調整する必要があり、受注者からすると工程管理のしづらい工事であると考えられる。 ○ 管工事であれば、本議案の工事と同様に、当局の建設工事指名業者選定基準により、発注金額から業者の等級が決定される。 ○ 本議案の工事と同様に、建設工事指名業者選定基準の発注基準に対する特例により、Ａ等級を含めることとなる。 ○ 工程管理が複雑である一方、依頼の工事規模から発注金額が小さいことは、辞退が多い要因の一つだと考えられる。 ○ 応札者が２者おり、入札が成立したことから、当該業者に対しては応札の意思がなかったと判断し、聞き取り等は行っていない。

意 見 ・ 質 問	回 答
議案5 随意契約 【(仮称)千葉県立葛南地区特別支援学校整備空調設備工事】 ○ 134者に見積依頼したにも関わらず、1者しか応札がなかったのはなぜか。 ○ 予定価格と契約金額の差が大きいが理由は何か。 ○ 以前に実施した不調随契の際に見積依頼の対象となった82者は、今回見積依頼を行った134者に含まれているのか。また、契約業者は以前の不調随契にも参加していたのか。 ○ 以前の不調随契の際、今回の契約業者を含めた3者から見積書を3回徴取しても価格超過となったのに、なぜ、今回の緊急随契の時には、予定価格内の金額で見積書を出すことができたのか。 ○ 今回の工事内容は特殊なものではなく、金額的な問題もないと思われるが、昨今の情勢的に、不調が起きやすくなっている理由は何か。	○ 見積依頼後に受注意思の確認を行った結果、受注意思を示した業者が1者のみだった。本工事は学校を使用しながら施工するため、安全管理や施工計画の調整が難しく、昨今、業界全体で技術者不足が発生しており、受注しづらい状況にあることも要因として考えられる。 ○ 落札率は71%となっているが、自社施工できる範囲が広く、下請業者を多く使用する必要がないため、経費を削減できたものと考えられる。 ○ 不調随契の見積依頼対象となった82者は、今回の134者に含まれており、契約業者についても不調随契に参加していた。 ○ 今回の契約業者については、不調随契の際、受注意思を表明し見積書を提出したものの、自社都合により辞退してしまい、見積比較の対象とはならなかった。 ○ 昨年度から、電気設備、機械設備工事については、入札不調が非常に多くなっており、入札の公告をしても参加者がいないという理由で不調となる状況が続いている。工事件数が多いとか、技術者不足といったものが影響していることが考えられる。

○ 技術者不足というのは、なり手が不足しているのか、それとも民間工事に人がとられているのか、どのような理由が考えられるか。	○（事務局） 両方の要因があると思われる。現在、民間工事が盛んであり、データセンターやマンション建設等の工事が多くなっている。民間工事は、技術者の専任性が求められないものも多いため一人の技術者が複数の工事を兼任しているが、公共工事は専任性を求めているので、それが技術者不足の要因となっている。
--	--

委員講評

○議案 1、議案 2 について

低入札価格調査の対象となった業者が調査資料を提出せず無効となる事例が見受けられた。低入札価格調査制度が適切に機能するよう、辞退理由の把握や書類様式の工夫について検討されたい。

○議案 4 について

入札辞退が多い理由として、道路改良関連工事については、他の工事の進捗に合わせた施工が必要になり、工程管理が難しい工事となっているのに対し、金額が低額であるとのことであり、この点が課題であると感じた。

○議案 5 について

機械設備工事においては、技術者不足等を背景に入札不調が続いているとの説明があった。県有施設整備を着実に進めるため、業界の実情を踏まえながら、発注方法や受注しやすい環境づくりについて、引き続き検討されたい。